

平成 16年度原子力関係経費の見積りについて (原子力安全委員会)

平成 15年 7月 22日

1. 基本方針

昨年 8 月に明らかとなった原子力発電施設における自主点検記録の不正等の問題は、複数の発電所において同様の不適切な処理が 10 年以上も継続されていたという原子力発電全般に係る深刻な問題であり、原子力施設等立地地域の住民をはじめとする国民の原子力界に対する不信感を著しく増大させるものであった。本問題を契機として、原子力安全委員会も含めた原子力の安全確保体制を真に強靱なものとするべく、その再構築に努める必要がある。既に昨年 12 月に原子炉等規制法等が改正されるなど、原子力安全確保体制の強化に向けた措置が実施されてきているところであるが、これらをさらに実効的なものとするべく、原子力安全委員会事務局として、

規制調査の実施体制の強化

原子力安全文化醸成のための調査検討の充実

申告の処理等に関する法律的事項を相談するための弁護士への相談体制の構築を行うことより、原子力発電施設における不正等の問題の再発防止を図る。

原子力安全委員会安全目標専門部会では、国の安全規制活動が事業者に対してどの程度の低い危険性まで管理を求めるとかという、原子力利用活動に対して求める危険性の抑制の程度を表す「安全目標」についての調査審議を行っており、対象とする原子力利用活動、安全目標の構成、安全目標案についての具体的内容についての一定の結論が得られたため、調査審議状況を中間的にとりまとめ、近々、原子力安全委員会に報告されることになる。今後、この報告書に基づき、安全目標の策定に向けて、国民との対話、安全目標の適用方策の検討を進め、原子力安全委員会の安全審査について、安全目標等が策定された後のそのあり方について検討する。

原子力安全委員会では、これまでに、国主催の原子力総合防災訓練をはじめ、各種防災訓練に参加し、情報伝達等に関する訓練を行い、助言体制の確認をしているところであるが、これまで原子力安全委員会が行う技術的助言に関する具体的な事故を模擬した訓練等を行っていない。そのため、原子力安全委員会における原子力防災体制の一層の向上を図ることを目的として、具体的な事故状況等を模擬した、IT 技術を駆使した防災訓練を行う。

2. 16 年度の主な取組及び重点化・合理化事項等

(規制調査の実施体制の強化)

昨年の原子力発電所の自主点検記録の不正等においては、事業者が安全確保のための体制を構築し、保安活動を適切に実施する責任を全うしていないことが明らかになった。

また、事業者の自主点検の位置付けが法令上明確に定められていなかったこと等が背景要因となっていた。これらの問題により著しく損なわれた原子力安全の信頼を回復に向け、国と事業者の責任が明確化され、科学的、技術的に合理的であり、かつ、透明性が確保された後続規制の制度が整備され、実効的に運用されることを達成するために、規制行政庁が行う後続規制活動が適正かどうかを監視・監査し、不断の改善・向上を促すことを目的として、規制調査を充実するため、引き続き計画的に規制調査の実施体制の強化を図る。

（原子力安全文化醸成のための調査検討の充実）

チェルノブイリ原子力発電所事故後、IAEAの国際原子力安全諮問グループ（INSAG）は、この事故原因と経過を調査していく中で、この事故には、事故原因に関わった個人はもとより同プラントあるいは国レベルでの原子力安全に関する考え方や意識そのものに問題があり、この疑問の根幹には、「安全文化」と呼べるほどの広くて深い知の体系が関わりあっているのではないかという疑問を提起した。

我が国においても、昨年の自主点検記録不正問題などの「安全文化」の未熟さによる事件が発生しており、「安全文化」の健全な醸成を原子力安全委員会が支援することにより、このような問題の起こらない風土を定着させるため、「安全文化の醸成・定着のための意見交換会」を継続的に実施し、事業者の品質保証のプロセスの徹底や規制者側が安全文化の状況を判断する参考となるよう、安全文化の指標化についての検討を進める。

（申告の処理等に関する法律的事項を相談するための弁護士への相談体制の構築）

昨年の原子力発電施設の自主点検記録の不正等の問題を受け、同年12月に原子炉等規制法が改正され、原子力安全委員会が原子力事業者の従業員からの申告を受け付けることが可能となった。申告の処理の実施においては、プライバシー保護に対する配慮、あるいは、原子力事業者等に不当な不利益を及ぼさない調査方法の策定等、法的側面からの慎重な検討が必要となるが、原子力安全委員会委員及び事務局職員にはこのような検討を行うための法曹関係者が存在しない。そこで、原子力安全委員会として顧問弁護士を置き、申告の処理に係る法的側面について相談を行うとともに、原子力安全委員会の業務に係る他の法律的事項（例えば、裁判への対応）についても相談を行うことのできる体制を構築する。

（安全目標に関する調査）

安全目標の策定により、規制活動に一層の透明性、予見性を与えると同時に、その内容をより効果的で効率的なものにすることや様々な原子力利用活動分野に対する規制活動を横断的に評価することを可能にし、これを相互に整合性のあるものとするに寄与することが期待されるとともに、公衆のリスクを尺度とする安全目標の存在は、指針や基準の策定など国民の原子力規制活動のあり方に関しての国と国民の意見交換を、より効果的かつ効率的に行うことを可能とすることが期待される。

原子力安全委員会では安全目標の策定に向けた国民参加型のプロセスとして開催する実験的「未来会議」については、本年度における結果を踏まえ、平成16年度も引き続き実験的「未来会議」を開催し、キャラバン展開を図る。

また、原子力安全委員会の安全審査について、安全目標等が制定された後のそのあり方について検討するため、既に安全目標を設定している諸外国における安全目標と安全審査との関係について調査を行うとともに、我が国におけるリスク情報等の整備状況について調査する。

（緊急技術助言組織が行う実践的な技術的助言のあり方に関する調査）

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態が発生した場合等には、原子力安全委員会は、原子力緊急事態宣言の解除等について、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）に対して、助言を行うこととされている。原子力安全委員会では、これまでに、国主催の原子力総合防災訓練をはじめ、各種防災訓練に参加し、情報伝達等に関する訓練を行い、助言体制の確認をしているところであるが、これまで原子力安全委員会が行う技術的助言に関する具体的な事故を模擬した訓練等を行っていない。また、緊急技術助言組織は各分野の専門家から構成されているが、実際の事故進展は多くの不確定要因を含み、技術的助言を行うことは容易ではない。そのため、原子力緊急事態が発生した場合等に、より実効性を持った対応を行えるように、E R S S、S P E E D I等を用いた具体的な事故状況等を模擬した、I T技術を駆使した防災訓練を行うことにより、原子力安全委員会の原子力防災体制の一層の向上を図る。

原子力関係経費の見積もりヒアリング 施策概要

1. 所管省：内閣府 原子力安全委員会

2. 施策名：原子力の安全確保に向けた取組の充実・強化

3. 要求額： (百万円)

	16年度要求額	15年度予算額
一般会計	(調整中)	
電源特会(立地勘定)		
電源特会(利用勘定)		
合計	(調整中)	

4. 長期計画との対応：

【主たる該当分類】2 - 2 国民・社会と原子力の調和

【従たる該当分類】

5. 施策内容

(1) 概要(必要性・緊急性)

昨年発覚した原子力発電施設の自主点検記録の不正等の問題の再発防止に向けて、電気事業法、原子炉等規制法の改正等が行われ、原子力安全委員会のダブルチェック機能の強化が図られてきているところであり、原子力安全委員会としてはこれらを踏まえ、規制調査の実施体制の強化、安全文化醸成のための調査検討の充実、申告の適切な処理等を実施する必要がある。また、原子力安全委員会における安全目標の策定及びその後の安全審査のあり方に関する調査を行うとともに、原子力災害対策特別措置法等に基づく原子力安全委員会の責務を全うするため、原子力安全委員会における原子力防災体制の一層の向上を図る必要がある。

(2) 期待される成果・これまでの成果

規制調査の充実、安全文化の醸成及び申告の適切な処理を行うための体制の構築することにより、原子力施設の自主点検の不正等の問題の再発の防止を図る。また、安全目標に関する調査の実施により、安全目標の策定及びその後の安全審査のあり方に関する知見を獲得する。さらに、IT技術を用いた原子力防災訓練を行うことにより、原子力安全委員会における原子力防災体制の一層の向上を図る。

6. 事前評価・中間評価の有無及びその評価の内容：

原子力安全委員会の実施する政策については、外部の有識者による知見を活用しつつ評価を行っているところであり、同評価結果を踏まえ施策の立案をおこなっているところ。

7.平成16年度予算要求内容：

安全目標策定や後続規制段階の安全確保に関する調査を行うとともに、IT技術を用いた防災訓練等を実施する。

8.その他（懸案事項、他省との連携状況など）：